

静 情 審 第 7 号
令和 5 年 6 月 29 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 12 月 3 日付け静土用第 17-6 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の工事において実施したとされる土地測量の面積及び特定の工事に関して特定の時期に行われた公文書開示請求に対する回答に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第 235 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月15日付け静土用第17号で行った公文書非開示決定処分は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和3年7月1日付けで、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、別記1に掲げる内容に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、令和3年7月2日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、本件開示請求の対象となる文書（以下、請求1の対象となる公文書を「請求対象公文書1」、請求2の対象となる公文書を「請求対象公文書2」といい、「請求対象公文書1」及び「請求対象公文書2」を総称して「本件対象公文書」という。）を作成又は取得していないため保有していないとして、令和3年7月15日付け静土用第17号をもって、非開示とする旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第6号）第2条の規定により、令和3年10月6日付けで実施機関に対し審査請求を行い、令和3年10月7日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求の趣旨及び理由

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部の開示を求めるといふものである。

審査請求人が審査請求書、意見書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求1について

ア 本件決定に納得できない。

イ 土木事務所の職員から、特定の事業者が大内遊水池の測量を行ったとの説明を受けた。このため、測量が行われた当時に当該事業者の代表取締役だった人物を平成28年に訪問し、大内遊水池の測量を行ったことを聞き取り、その旨を記載、押印した文書（以下「事業者押印文書」という。）を受領した。

(2) 請求2について

ア 平成24年12月7日付け公文書開示請求書に対する実施機関からの回答がない。

イ 土木事務所で見た書類の中に、平成25年2月7日付けの書類があったが、中身は見せてもらえなかった。

ウ 書類を見せると都合が悪いことがあるから隠している。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求 1 について

ア 審査請求人が請求 1 で開示を求めているのは、二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事（以下「本件工事」という。）に関し、静岡市清水区〇〇の 4 筆の土地（以下「本件対象地」という。）で測量が実施されたことを前提とした、本件対象地の測量面積を記した文書である。

イ 公共工事に必要な用地を買収する場合、通常、各地権者ごとの用地買収対象面積を確定させるために対象地の測量を行う。しかし、本件工事に係る買収対象地は、以下の状況にあったことから、全筆買収箇所については測量を実施しておらず、本件対象地の買収に当たっても、4 筆全てが全筆買収であったため、請求対象公文書 1 を作成も取得もしていない。

① 昭和 49 年 10 月 30 日に各筆の地積を測量した上で、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）による換地処分を行っていたため、登記簿に記載されている面積が実測面積とほぼ同一であった。

② 買収対象地のほとんどが全筆買収であり、分筆登記を必要としなかった。

ウ 本件対象地については、平成 17 年に買収が完了しており、その後、本件対象地について測量を必要とするような事情も生じていないことから、本件開示請求までの間に請求対象公文書 1 を作成又は取得しておらず、保有していない。

エ 審査請求人は、意見書において、特定の事業者が大内遊水地の測量を行ったことを確認した旨の主張をしているが、当該事業者が本件対象地を画して行った測量及び求積の事実は確認できなかった。

オ 審査請求人は、平成 25 年 7 月 29 日付けで請求 1 と同一の内容の開示請求を行い、当該開示請求に対して非開示（文書不存在）決定がなされたため、これを不服として異議申立てを提起しているが、平成 26 年 3 月 24 日付けで静岡県情報公開審査会から当該決定を妥当とする答申を受け、同年 4 月 21 日付けで異議申立ては棄却されている。

(2) 請求 2 について

ア 審査請求人が請求 2 で開示を求めているのは、本件工事に関する平成 24 年 12 月 7 日付けの開示請求に対して開示決定等が行われたことを前提とした、当該開示決定等に係る文書である。

イ 条例に基づく公文書開示請求が行われた場合、「公文書開示請求等」の名称のファイルに綴って保管しているため、請求 2 の対象年度（平成 24 年度）を中心に当該ファイルを探索したが、請求対象公文書 2 の存在は確認できなかった。

ウ 併せて、処理状況を電子管理する文書管理データベースについても、開示及び非開示ともに、処理の起案が行われたか登録情報を探索したが、請求対象公文書 2 の存在は確認できなかった。

エ 念のため、探索範囲を静岡土木事務所用地課以外に、同所で本件工事に係る河川事業を管轄する河川改良課並びに開示請求対応の多い総務課建設業班及び維持管理課まで広げたが、請求対象公文書 2 の存在は確認できなかった。

以上のことから、本件開示請求に対し、対象となる公文書を保有していないとして、条例第 11 条第 2 項に基づき、非開示（不存在）決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

請求対象公文書 1 は、本件工事に関し、本件対象地で測量が実施されたことを前提とした、本件対象地の測量面積を記した文書、請求対象公文書 2 は、本件工事に関する平成 24 年 12 月 7 日付けの開示請求に対して開示決定等が行われたことを前提とした、当該開示決定等に係る文書である。

実施機関は、本件対象公文書を取得も作成もしておらず保有していないとして、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を不服とし、本件決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、本件対象公文書を不存在としたことの当否について検討する。

(2) 請求対象公文書 1 の不存在について

ア 審査請求人は、平成 25 年 7 月 29 日に本件対象地で測量が実施されたことを前提とした、本件対象地の測量図面に係る公文書の開示請求を行っている。

これに対し、実施機関は、本件対象地については、公簿面積による全筆買収であったことから、実測測量を実施していないとして、平成 25 年 8 月 12 日付けで非開示（不存在）決定を行ったが、審査請求人は、これを不服として異議申立てを行っている。

当審査会は、平成 25 年 10 月 16 日付け静土用第 29-2 号において実施機関から諮問を受け、平成 26 年 3 月 24 日付け静情審第 64 号（以下「先例答申」という。）において、別記 3 のとおり、本件対象地を含む土地 1 筆ごとの測量を実施していないとする事実を前提に、実施機関の決定を妥当と判断した。

イ 今回、審査請求人は、上記 3 (1)イのとおり、新たに事業者押印文書を示して、先例答申の前提となる事実とは異なる内容を主張する。

これについて当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、次のとおり説明する。

(ア) 本件対象地は、土地改良法に基づく換地処分がされていたことから、公簿面積に基づき買収を行ったため、本件工事の開始に当たり、工事用地全体の面積と公簿面積の差異を確認する必要があった。

(イ) このため、平成 17 年に対象地の買収完了後、公簿面積の精度を確認す

るため、工事用地（約 12.5ha）を 5 ブロックに分け、ブロックごとの測量業務を特定の事業者へ委託し、工事用地の実測面積との比較を行った。

(ウ) 審査請求人の主張する特定の事業者が行ったとする大内遊水地の測量とは、このブロックごとの工事用地の測量を行ったものであり、本件対象地を含む土地を 1 筆ごとに画して行ったものではない。

ウ 審査請求人が提出した事業者押印文書の写しには、遊水地の測量を行ったとの記述があるが、工事に際しブロック単位で測量を行ったとする実施機関の説明と矛盾するものではなく、これをもって、当該事業者が本件対象地を画して各筆ごとの測量を行ったと認めることはできない。

エ 審査請求人からは、口頭意見陳述で測量が実施されたとの主張はあったが、測量の具体的な方式についての言及はなかった。また、審査請求人が提出した公図写しを見ても、本件工事において各筆ごとの測量の必要性があったとは認め難い。

オ 本件対象地を含む土地 1 筆ごとの測量を実施していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、先例答申にてされた本件対象地における測量実施に係る実施機関の主張についての判断を変更すべき事由も認められない。

本件開示請求は、本件工事に関して実施した本件対象地の測量面積が記された文書の開示を求めているものであるが、本件対象地を画して測量を行った事実が認められない以上、実施機関が測量を行ったことを前提とする測量面積を記載した文書を作成も取得もしていないとして、請求 1 に対し、実施機関が非開示（不存在）決定を行ったことは妥当と認められる。

(3) 請求対象公文書 2 の不存在について

ア 実施機関は、請求 2 について、本件工事に関するものとして請求対象公文書 2 を特定し、平成 24 年度中に実施機関において処理した公文書開示請求等に係る書類が綴られた「公文書開示請求等」ファイルの探索及び文書管理データベース内の処理起案等の登録情報検索を行ったが、対象となる開示請求書の存在は確認できなかった旨説明する。

イ これに関して、公文書開示請求制度を所管する法務文書課（現法務課）は、条例第 34 条の規定に基づき条例の施行の状況を公表するため、各実施機関に対する開示請求及び当該開示請求に係る開示決定等の状況を把握し、一覧としてデータで管理している。そこで、実施機関とは異なるデータファイルを探索する目的から、当審査会事務局職員をして平成 24 年度の開示請求一覧を確認したところ、本件工事に関して平成 24 年 12 月 7 日付けで行われた開示請求の記録はなかった。

ウ したがって、本件工事に関して平成 24 年 12 月 7 日付けで公文書開示請求が行われたと認めるに足る事実が確認できないことから、当該請求に対する平成 25 年 2 月 7 日付けの回答文書も存在するとは認められず、請求 2 に対し、実施機関が非開示（不存在）決定を行ったことは妥当と認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容

請求 1

二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事
に関し実施した以下の土地の面積に係る測量面積

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

請求 2

平成 24 年 12 月 7 日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成 25 年 2
月 7 日付けの回答文書

別記 2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

請求対象公文書 1	二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に関し実施した以下の土地に係る測量面積を記した文書 静岡市清水区〇〇 静岡市清水区〇〇 静岡市清水区〇〇 静岡市清水区〇〇
請求対象公文書 2	二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に係る平成 24 年 12 月 7 日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成 25 年 2 月 7 日付けの回答文書

別記 3 平成 26 年 3 月 24 日付け静岡審第 64 号 答申内容抜粋

5 審査会の判断

(2) 用地測量を実施していないとの主張の当否について

本件対象地の買収に関し、原告〇〇、被告静岡県との間で争われた静岡地方裁判所平成〇年（ワ）第〇号土地交換代請求事件（以下「土地交換代請求事件」という。）の平成〇年〇月〇日判決において「1 上記の争いのない事実、証拠（甲 4～7）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができる。（中略）(2)本件各土地は、昭和 50 年 10 月、土地改良法による換地処分を受けた。(3)被告は、昭和 57 年以降、巴川流域整備計画を策定し、平成 10 年以降、清水市（当時）〇〇地区の役員、関係者や事業による買収予定地（以下「買収予定地」という。）の地権者に対して順次事業計画等に係る説明会を実施した。被告は、買収予定地のうち、土地改良法による換地処分がされた土地（以下「換地処分地」という。）を全筆買収する場合には、公

簿面積が実測により登記されたものであることを前提に、測量を行わずに公簿面積で、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する場合には、測量を行って実測面積でそれぞれ取得することとし、平成12年9月30日以降、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する土地について用地測量を行った。(4)被告は、平成12年12月19日、買収予定地の地権者部会との間で、換地処分地を全筆買収する場合には公簿面積で、その他の場合には実測面積で現況地目による1平方メートル当たりの単価(田6万5000円、畑6万5700円、雑種地7万5600円、宅地13万円)をもって買収することを合意した。(中略)3 これを本件についてみるに、上記1認定事実によると、原告と被告は、換地処分地である本件各土地の公簿面積が実測によるものであることを前提に、本件各土地について公簿面積に1平方メートル当たり7万5600円前後を乗じて本件各土地の価格を定めたというのである。これらの事実によると、原告は、本件契約において、換地処分地である本件各土地の地積を表示し、これを基礎として代金額が定められたというべきであるから、本件契約のうち本件各土地の売買に関する部分は、数量指示売買に当たるといえるべきである。そして、原被告間において、本件各土地の地積が本件公簿面積を超過する場合、被告において超過部分の代金を追加して支払う旨の合意がないことは当事者間に争いが無い。」と事実認定され、判決は確定している。このことから、本件対象地は換地処分された土地であり、公簿面積が実測によるものであることを前提に、公簿面積に1平方メートル当たりの単価を乗じた額で土地売買契約を行っているため、用地測量を実施していないとする実施機関の主張は合理的であると認められる。

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和3年12月3日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和5年1月26日	審議	第366回
令和5年2月27日	審議	第367回
令和5年3月24日	口頭意見陳述、審議	第368回
令和5年4月28日	審議	第369回
令和5年5月25日	審議	第370回
令和5年6月29日	審議	第371回
令和5年6月29日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
大 原 和 彦	弁護士	第 366 回～第 368 回
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部教授	第 366 回～第 371 回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部教授	第 366 回～第 371 回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 教授	第 366 回～第 368 回 第 370 回～第 371 回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第 366 回～第 367 回 第 369 回～第 371 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 366 回～第 371 回